

24 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 事故等対策委員会設置規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第22号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）職員の事故防止を図るとともに、道路交通法違反等に対する処置の万全を期すため、協議会事故等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 職員の交通事故及び福祉サービスの事故等（以下「事故等」という。）防止対策に関すること。
- (2) 事故等発生の原因の究明及び処置に関すること。
- (3) 事故等に伴う損害賠償に関すること。
- (4) 事故等を起こした職員の懲戒処分に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、前条の規定による事項を審議するため、委員長、副委員長、及び委員5名をもって組織し、会長が委嘱する。

- 2 委員長には副会長を、副委員長には常務理事を、委員には協議会役員5名をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員会の委員のうち常務理事をのぞく任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(事故等の届出)

第6条 職員は、事故等発生の際は、速やかに協議会事務局長（以下「事務局長」という。）にその詳細について報告するとともに、事故等報告書（別記様式）を作成し、常務理事に提出しなければならない。

- 2 常務理事は、前項の規定により事故等報告書の報告をうけたときは、必要に応じ事務局長に当該事故等の状況を調査させ、その内容その他参考事項を取りまとめて委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席)

第7条 委員会は、事故等の審査に関し関係職員の出席を求め説明させることができ

る。

(懲戒処分の基準)

第8条 職員が交通事故を起こした場合の懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(軽易な処置)

第9条 事故等のうち軽易なものについては、委員会の会議を省略することができる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月22日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

事 故 等 報 告 書

年 月 日

糸魚川市社会福祉協議会長 様

職名

氏名

⑩

社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会事故等対策委員会設置規程第6条第1項の規定により報告いたします。

運 転 者 等	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	免 許 の 種 類		
	免 許 証 の 番 号		
	免 許 取 得 年 月 日		
交 通 事 故	該 当 自 動 車	登 録 番 号	
		車 名	
		年 式 ・ 用 途	年 式 庁 用 車 自 家 用 車
	事 故 発 生 日 時 等		年 月 日 曜 日 午前 時 分 (天候) 午後 時 分 (天候)
事 故 発 生 場 所 (図 面 等 添 付)			
道 路 交 通 法 違 反	違 反 日 時		
	違 反 場 所		
	違 反 種 類		

別記様式（第6条関係）

事 故 等 報 告 書

日 時	利用者名	提供サービス内容
事 故 状 況	事故が起こる前の状況	
	----- 事故の内容	
	----- 事故時の職員の動き	
	----- 事故後の職員の動き	
	----- 事故後の本人の状況	
	----- 事故後の家族の状況	
事 故 後 処 理	責任者	
	謝罪日	年 月 日訪問にて
	本人・家族の反応	
対 策	問題点の整理	
	今後の方針	

提出日 _____ 年 月 日

報告者 _____ ⑩

別表（第8条関係）

区 分		処 分	備 考
酒酔い又は酒気帯び運転をした場合		懲戒解雇又は出勤停止	原則として左記処分とするが、情状として考慮のうえ判断するものとする。
人身事故を起こし、相手方を死亡させ、又は重傷を負わせた場合	措置義務違反（ひき逃げ）	懲戒解雇又は出勤停止	重傷とは、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）に掲げる交通事故の付加点数表に掲げる治療期間 3 月以上のものをいう。
	上記以外	懲戒解雇、出勤停止、減給、戒告又は訓告	
人身事故を起こし、相手方に傷害を負わせた場合	措置義務違反（ひき逃げ）	懲戒解雇又は出勤停止	傷害とは、令に掲げる交通事故の付加点数表に掲げる治療期間 3 月未満のものをいう。
	上記以外	出勤停止、減給、戒告又は訓告	
物損事故を起こした場合	措置義務違反（あて逃げ）	出勤停止又は減給	
	上記以外	減給、戒告、訓告又は嚴重注意	
庁用車で自損事故を起こした場合		訓告又は嚴重注意	
酒酔い又は酒気帯び運転以外の法違反をした場合		懲戒解雇以下	法に掲げる交通違反の点数の累積により、別途定めるところによる。

備考

- 1 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。
- 2 酒酔い又は酒気帯び運転した職員の自動車に同乗していた職員（ほう助又は黙認した職員）及び酒酔い又は酒気帯び運転を制止しなかったなど、義務を怠った職員については、出勤停止、減給又は戒告処分とする。
- 3 事故等を起こした職員が自ら通報せず、警察署、目撃者その他の者からの通報により発覚した場合は、上記処分より重い処分を科することができる。
- 4 管理監督者たる上司の責任が認められる場合は、その上司に対して、減給、戒告又は訓告処分を科することができる。